

店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券 2021」

取扱店舗募集要項

目的	市内で使用できる店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券 2021」を配布することにより、域内の消費を喚起し、市内事業所等の売上を促進することで、地域経済及び商店街等の活性化を図る。
配布対象者	基準日（令和3年1月1日）に、佐久市の住民基本台帳に記録されているすべての方。
配布内容	1人当たり 3,000 円（500 円券×6 枚綴り 3,000 円分） 共通券（3 枚、1,500 円分）・・・全取扱店舗で使用可能 専用券（3 枚、1,500 円分）・・・飲食、タクシー、代行、旅行、宿泊施設等に限り使用可能
有効期間	配布日（令和3年3月予定）から令和3年8月31日 ※この有効期限を経過した商品券は使用できないので無効となります。
配布方法	基準日における住民基本台帳の記録を基に、世帯ごと簡易書留により送付します。
取扱店の条件等	佐久市内の小売業（飲食業を含む）、サービス業及び一部の運輸業を営む中小企業（みなし大企業を除く）並びに一般社団法人で、当該事業に参加を希望する事業所とする。（フランチャイズ加盟店と大規模小売店舗等を除く）また風俗営業等・公序良俗に反する場合及び佐久市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く。取扱店舗は、取扱店舗表示ポスターを必ず掲示すること。
取扱店の取消等	募集要項や関係法令等の違反や必要手続きの不備等が生じた場合には、加盟を取消します。また、取扱店舗登録決定後の辞退は、やむを得ない事情を除いては原則として認めません。
取扱店負担金	無料。換金手数料についても無料。
応援券の取扱	応援券の額面に応じ、現金同様の取扱い（サービス）を行うこと。なお、つり銭は支払わないものとする。また破損した応援券は取り扱いできず再発行しません。
対象商品等	応援券は対象業種の取扱店の商品及びサービス等について使用できるものとします。但し、次に該当するものは対象外とします。 ・換金性の高いもの。（ビール券、清酒券、旅行券、図書券等の商品券類。切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等） ・たばこ ・株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品 ・不動産 ・出資及び債務の返済 ・税金や保険料等、国や地方公共団体への支払 ・電気、ガス、水道、電話料等の公共料金の支払 ・業務用の仕入等事業資金 ・その他市長が不適当と認めるもの
換金手続き	委託業者の方法による。（※換金方法の詳細については、取扱店舗に後日別途ご連絡します。）
換金請求期間と精算日	換金手続きは配布後から令和3年10月末（予定）までとする。この期間を過ぎた応援券は換金不可となります。（※精算日及び精算回数については、取扱店舗に後日別途ご連絡します。）
返還請求等	応援券について、次の行為を禁ずる。これに違反した者は佐久市に返還していただきます。 ・応援券を第三者へ転売、譲渡や換金すること。 ・応援券を担保に供し、又は質入れすること。 ・取扱店舗が商品仕入等事業資金に利用すること。 ・その他本事業の目的に相反する行為を行うこと。
申込書提出先	・市内商工団体に加入している事業所： 佐久商工会議所 佐久市中込 2976-4 臼田町商工会 佐久市臼田 2207-1 浅科商工会 佐久市甲 1190-1 佐久市望月商工会 佐久市望月 195-1 ・市内商工団体に加入していない事業所：佐久市役所観光課 及び 各支所経済建設環境係
問い合わせ先	佐久市役所観光課 TEL：0267-62-3285